

玉名市マスコット着ぐるみ貸出要領

1 主旨

当該事業は、玉名市の音楽推進事業全般に活用することを目的として作成したマスコット着ぐるみを、玉名市の市民活動グループや団体及び企業などが企画・実施している音楽を始めとした様々なイベント等で、本市のPRに相当と認められるものに貸出するものとする。

2 貸出手続き

(1) 利用資格

市内で活動するグループや団体及び市内企業。(※原則、個人での貸出しはしない。)

(2) 貸出条件

- ①玉名市のイメージを損なうような使用をしないこと。
- ②正しい使用方法に従って使用すること。
- ③法令及び公序良俗に反しないこと。
- ④選挙活動や布教活動などに関連した使用のおそれがないこと。

(3) 貸出料金

無料

(4) 貸出承認

貸出しの承認は、活用内容等が適正であるものと確認したうえで行う。

(5) 手続方法

玉名市ホームページでダウンロードするか、観光物産課備え付けの貸出し申請書に必要事項を記入の上、下記に提出ものとする。

玉名市産業経済部観光物産課

(住所:玉名市高瀬 290-1 玉名商工会館2F TEL0968(73)2222)

(6) 遵守事項

- ①承認された用途のみに使用すること。
- ②返却はクリーニング処理のうえ返却のこと。
- ③貸出期間を遵守すること。なお、原則として貸出しは使用日の前日、返却は貸出し日より一週間以内とし、貸出返却時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 留意事項

(1)借受者がこの規定に違反したと認めた場合は、貸出承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。また、そのために借受者が損害を受けたとしても、市は一切の責任を負わない。

(2)着ぐるみ汚損した場合は、借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。また、紛失の場合は、原品にて弁償しなければならない。

(3)着ぐるみの利用に際しては、常に安全等に留意し、利用に当たって発生した事故等については、借受者の責任において適切に処理すること。

(4)この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについての必要事項は、市の判断するところとする。